

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超えていましたが、平成29年には2万人余りとなっています。自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はまだまだ続いています。

このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年4月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

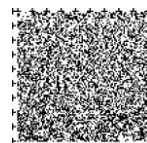
また、平成29年には自殺総合対策大綱が改正となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「生きることの包括的な支援」などの5点の基本方針を掲げ、施策を推進することとしています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないという認識に立ち、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を目指して、岩出市自殺対策計画を策定します。

自殺総合対策大綱における基本方針

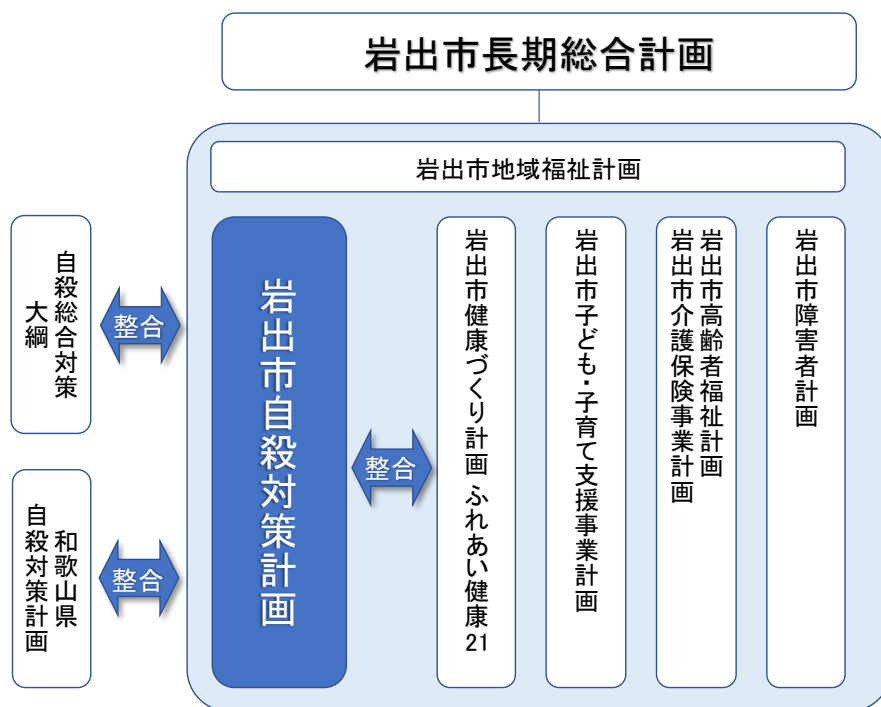
1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する



2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

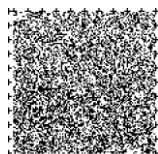
また、「岩出市長期総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3. 計画の期間

自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成 29 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」などを新規追加した、新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。これまで自殺総合対策大綱は、5年に一度を目安に改訂が行われています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、5年に一度を目安として、内容の見直しを行うこととします。本計画の期間は 2019 年度から 2023 年度とします。



計画期間

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第 1 期				
				見直し

4. 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成 38 年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本計画の数値目標は、平成 25 年～平成 29 年の自殺死亡率の平均 15.3 を基準値として、10 年後の 2028 年までに 30%減少し、10.7 以下とすることを設定します。そのために、2023 年までに 13.0 以下とすることを目指します。

数値目標

	基準値	目標値 2023 年 (基準値 15%減)	目標値 2028 年 (基準値 30%減)
自殺死亡率	15.3 (平成 25～29 年の平均)	13.0	10.7

